破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２５号
青森県八戸市日計５丁目１番13号坂本アパート２号、前住所青森県八戸市湊高台７丁目24番１号フラワーハイツＦ号
破産者　金原　和行
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
茨城県土浦市烏山５丁目2186番地７
破産者　菊地　淳一
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４４号
千葉県船橋市丸山１丁目38番12号、開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目24番地２
破産者　齊藤　　拓
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４４７号
群馬県伊勢崎市福島町244番地14　江原ハイツⅡ105、旧住所群馬県館林市栄町20番40号
破産者　中嶋　俊晴
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３４号
茨城県古河市静町17番１号
破産者　宮城　康男
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７０号
さいたま市緑区原山３丁目２番３号　原山第二団地307号
破産者　木村　　隆
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9414番地６
破産者　星　　悦夫
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９６号
さいたま市見沼区大字笹丸82番地11
破産者　永島　英知
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
神奈川県三浦郡葉山町上山口2531　202号室、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目855番地２　８―304
破産者　田中　　大
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２１号
長野県大町市大町2193番地
破産者　味のわかますこと　上島　信一
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３１６号
北海道千歳市大和２丁目２番１号
破産者　田村　智之
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４９号
札幌市中央区南24条西11丁目１番18号
破産者　有馬美智子
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９９号
札幌市東区北41条東５丁目２番36―201号
破産者　笹川　厚子
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６１号
北海道石狩郡当別町樺戸町476番地38　町住91号
破産者　中野渡由紀子（旧姓橋本）
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７４号
札幌市東区北38条東16丁目３番30―303号
破産者　澤谷　和義
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５号
釧路市愛国東２丁目16番２号　ＮＯ．６マルワ荘Ａ号室
破産者　沼田　政広
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２５８号
釧路市文苑１丁目41番14号
破産者　吉田　智志
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７６２号
岩手県岩手郡岩手町大字久保第７地割４番地
破産者　岩舘キミヨ
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３４号
茨城県桜川市岩瀬347番地１
破産者　根本　正行
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所